

行政サービスにおけるエリア（圏域）の再構築の検討について

1. 検討経緯

西東京市第2次総合計画・後期基本計画において、「行政サービスにおけるエリア（圏域）設定の再構築」について、以下の通り示されています。

（略）人口構造や社会の変化、新たな行政需要などに対応した行政運営とともに、市民にとって身近で、利便性が高く、分かりやすい相談体制の充実が求められています。

将来にわたって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるには、市民と行政との連携・協働の推進や、地域の課題を地域で解決するための体制づくり、顔の見えるつながりの構築が重要となります。

そのため、新たな圏域設定図をもとに、行政サービスや地域ネットワークを整理しつつ、地域コミュニティの状況や人口推計などを踏まえるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の総量抑制なども考慮しながら、エリア（圏域）設定の再構築について、後期基本計画期間の中で検討を進めていきます。

上記に基づき、令和3年度から庁内検討委員会において検討を行い、令和5年4月15日時点で以下のとおり、行政サービスにおけるエリア（圏域）の再構築について整理しています。

2. エリア（圏域）再構築の目的

少子高齢社会の進展や急激な社会状況の変化及びライフスタイル・価値観の多様化などに伴い、地域を取り巻く状況は変化しており、生産年齢人口や地域の担い手の減少、地域コミュニティの希薄化、地域活力の衰退、行政需要や地域課題の多様化など、様々な課題が生じています。

多様化・複雑化する行政需要や地域課題に対しては、行政が重層的に支援をすることに加えて、行政と地域が連携し、地域の課題を地域で解決できる仕組みづくりを推進することが重要です。その際は、有事が起きてからではなく、日ごろから地域において住民同士が支援し合える関係づくり（顔の見える関係づくり）が重要であり、誰もが地域とのつながりの中で、希望に応じて居場所と役割があり、一人ひとりが活躍できるまちづくりを進めていくことが必要となります。

また、将来にわたって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、身近に相談できる場所があり、そこから必要なサービスにつながるができる体制づくりや、身近な場所での健康づくりなども重要です。

こうした視点を踏まえ、身近な地域におけるまちづくりを進めるとともに、第3次総合計画における基本目標に掲げるまちの実現に資することを目指し、行政サービスにおける本市に適したエリア（圏域）を再構築し、エリア（圏域）単位で展開することが望ましい行政サービスについて整理します。

3. エリア（圏域）の単位について

「顔の見える関係づくり」は、「日頃の関係性」から生まれるものであり、日頃から住民同士が関わる「きっかけ」が重要です。特に、新たな担い手世代（「子育て・働き盛り」の現役世代）や若者世代がどのように地域と関わりが持てるかが重要です。本市では、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核とした地域づくりが進められており、学校には多世代の住民が集う「きっかけ」があります。

そのため、エリア（圏域）の再構築を行うに当たっては、その範囲・単位は、「学校」が適していると考えられます。また、概ね徒歩30分以内に身近な相談窓口で相談ができ、そこから必要なサービスの提供につながるができる範囲として、「中学校区」を基本とします。

4. 中学校区の範囲について

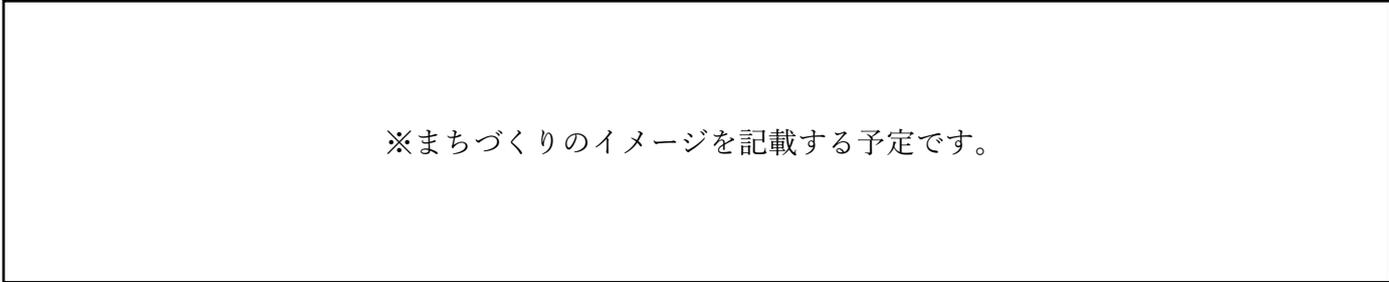
中学校区の範囲は、以下の点を考慮した上で、明確な境界は定めない半径 1,200m 程度の円形とします。

- ① 各中学校区内のどこからでも、中学校に徒歩で行ける範囲であること。
- ② 市内全域がいずれかの中学校区に含まれていること。
- ③ 相談や社会参加などの行政サービスの提供においては、各エリアの範囲を明確に区別する必要はないため、既存のコミュニティを活かしつつ、中学校を中心とした範囲とする。

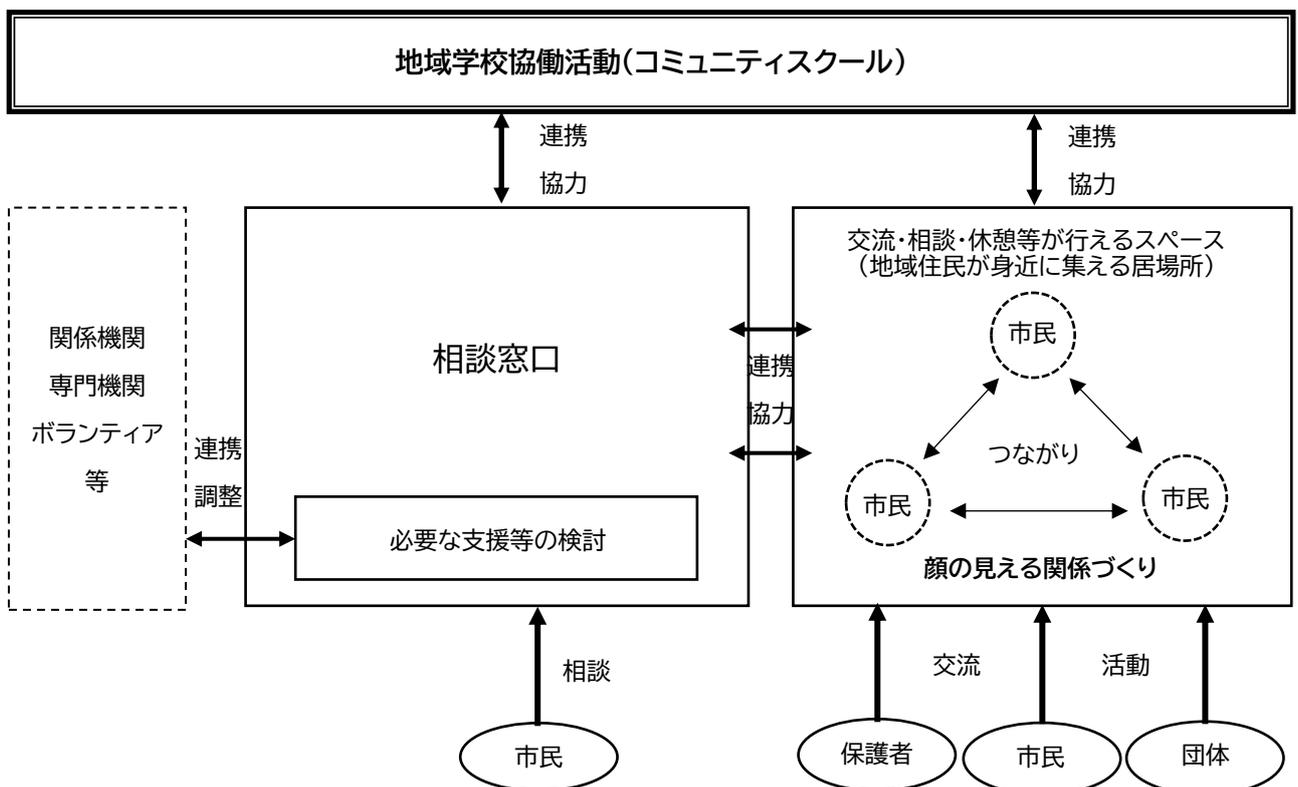
5. エリア（圏域）単位で提供する行政サービスについて

各エリア（圏域）において、「相談機能の強化」、「地域づくりの推進・コーディネート機能の充実」、「年齢を問わない居場所の確保」、「社会参加の機会創出」、「健康づくり（運動）の推進」に取り組むことで、地域のにぎわいの創出や顔の見える関係づくりの強化を図るとともに、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して生き生きと暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

なお、学校を核とした地域づくりの推進や市民の利便性の向上等を図るため、中学校の校舎等の建て替えに合わせて、各中学校に相談機能（相談窓口）を整備することを基本とします。またその際は、学校を中心とした地域の交流の促進や顔の見える関係づくりの強化を図るため、市民交流スペースを併せて整備することを基本とします。



《学校内の配置イメージ》



6. 第3次総合計画での位置付けについて

行政サービスにおけるエリア（圏域）の再構築については、第3次総合計画において、計画推進のための基本的な考え方として位置付け、それにより、関係各課が「中学校区」という共通のエリア認識を持ちながら、分野横断的に行政サービスの提供について連携し、基本目標の実現に向けた地域づくりを推進することを目指します。

7. 展開の想定

西東京市第3次総合計画の前期計画期間である令和6年度から令和10年度までの5年間で、概ね4か所程度の相談窓口及び市民交流スペースの整備を目指します。

8. 今後の主な検討課題

- ・ 中学校の建替時期を踏まえた相談窓口及び市民交流スペースの設置場所及び整備スケジュールの整理
- ・ エリア（圏域）単位で提供する各行政サービスの提供方法の整理

《中学校区 イメージ図》

